

# 第19回帯広市農業委員会議事録

平成29年12月22日、第19回帯広市農業委員会を帯広市役所10階第6会議室に招集した。

1. 開催時間 午後4時(開会)～午後5時20分(閉会)

2. 出席者 別紙のとおり

3. 審議案件

番 号	件 名
報告 第1号	農業委員会事務について
第2号	現況証明書発行等に関する専決処分について
第3号	市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について
第4号	農地等賃貸借の解約等の通知について
第5号	調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
第6号	農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
議案 第1号	農地等の権利移動許可申請に対する決定について
第2号	農用地利用集積計画の案の決定について
第3号	農用地買入協議要請の決定について

3. 署名委員 19番 高橋 国宏 委員  
20番 小倉 豊 委員

# 出欠調書

## <農業委員>

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	廣瀬 智美	出席	14	石崎 一彦	出席
2	丸谷 友姫	出席	15	野原 幸治	出席
3	合歡垣 利隆	出席	16	宮浦 伸一	出席
4	山崎 博之	出席	17	松金 栄治	出席
5	石川 俊浩	出席	18	高田 勝則	出席
6	堀口 宏敏	出席	19	高橋 国宏	出席
7	河瀬 誠一	出席	20	小倉 豊	出席
8	廣瀬 文彦	出席	21	石井 清人	出席
9	森 和裕	出席	22	岩城 利寛	出席
10	吉田 宏一	出席	23	濱野 敏夫	出席
11	吉田 利彦	出席	24	中村 健一	出席
12	深田 敬吾	出席	25	中村 正信	出席
13	飯田 祐一	出席	26	中谷 敏明	出席

出席委員 26名  
欠席委員 0名

## <事務局>

職名	氏名	出欠
事務局長	河本 伸一	出席
農地課長	逢坂 弘和	出席
農地係係長	今井 祐一	出席
農地係主査	森田 公樹	出席
農地係主任	森 慎太郎	出席
農地係係員	遠藤 優樹	欠席
農地係専門員	木原 一広	出席
農地相談員	窪田 未帆	欠席

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第19回帯広市農業委員会を開会いたします。
議長	これより、議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は26名 全員の出席となっております。
	本日の議事につきましては、報告が6件、議案が3件でございます。
	(配布資料の確認)
	報告は以上でございます。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、19番 高橋委員、20番 小倉委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
	それでは、報告案件に入ります。
	報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
事務局(逢坂課長)	農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。
	(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)
石川委員	(農業者年金加入推進セミナーについての報告)
中谷会長	(全国農業委員会会長代表者集会及び国会議員への要請活動についての報告)
議長	以上の報告につきまして、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご質問等が無いようですので、報告第1号はこれで終わります。
	次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」です。
	まず、11月分の調査結果について、野原調査委員長より報告をお願いします。
野原調査委員長	11月27日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番53から55の3件について
	現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。以上で、11月分の報告
	を終わります。
議長	ありがとうございました。
	次に、12月分の調査結果について、中村正信調査委員長よりお願いいたします。
中村正信調査委員長	12月12日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番56から58の3件について
	現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。以上で、12月分の報告
	を終わります。

議	長	ありがとうございました。
( 委 員 )	( なし )	以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。
議	長	ご質問等が無いようですので、報告第2号はこれで終わります。
事務局(逢坂課長)		次に、報告第3号「市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について」、事務局より説明願います。
		農地法第5条第1項第6号の規定に基づき市街化区域内の農地転用の届出があり受理したので、次のとおり報告します。
		(報告第3号、附番2の市街化区域内の農地転用1件について朗読・説明)
		賃貸住宅の建設を目的とした、市街化区域内での転用届けでございます。
議	長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
( 委 員 )	( なし )	
議	長	ご質問等が無いようですので、報告第3号はこれで終わります。
事務局(逢坂課長)		次に、報告第4号「農地等賃貸借の解約等の通知について」、事務局より説明願います。
		農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので報告します。
		(報告第4号、附番28から31の農地等賃貸借の合意解約4件について朗読・説明)
議	長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
( 委 員 )	( なし )	
議	長	ご質問等が無いようですので、報告第4号はこれで終わります。
事務局(逢坂課長)		次に、報告第5号「調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について」、事務局より説明願います。
		帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、調整委員の指名について次のように専決処分し調整を行ったので報告します。
		(報告第5号附番2から4の3件について、調整委員指名の専決処分および調整結果を朗読)
		附番2から4は全て経営規模の縮小に伴うものであり、調整の結果はいずれも不調となっております。
議	長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
( 委 員 )	( なし )	
議	長	ご質問等が無いようですので、報告第5号はこれで終わります。
		次に、報告第6号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について」、事務局より説明願います。

事務局(逢坂課長)	<p>帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の指名について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。</p> <p>(報告第6号、附番13のあっせん委員指名の専決処分およびあっせんによる売買の成立1件について朗読・説明)</p>
議 長 ( 委 員 )	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議 長	<p>ご質問等が無いようですので、報告第6号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p>
事務局(森田主査)	<p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
議 長	<p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番41から50の経営委譲に伴う使用貸借権の設定5件、譲与による地上権の移転1件、贈与による所有権の移転3件、売買(あっせん)による所有権の移転1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上附番41および43から50までの9件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p>
岩 城 委 員	<p>それでは、議案第1号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番42について、岩城委員よりお願いいたします。</p> <p>附番42番について、意見を申し上げます。みなさんもお存じのとおりですが、受け人となる土地改良区は、明渠などの土地改良施設の維持・管理を目的とする組織であり、今回の明渠の所管替えについても適切な営農利用に必要なことと考えます。土地改良区による管理については、当該農地またはその周辺農地の利用に支障が生ずるおそれはないと見込まれることから、この申請に対する許可は可能なものと思います。以上です。</p>
議 長 ( 委 員 )	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第2号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>

事務局(今井係長)

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。

(議案第2号、一般分 附番36から53までの賃借権の設定18件について調査書に基づき朗読・説明。)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

事務局(木原専門員)

(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う賃借権の設定 附番10の1件、所有権の移転 附番25から26の売渡2件について、調査書に基づき朗読・説明。)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

議 長

これより議案の審議を行います。議案第2号の案件中、一般分 附番37について、石井委員が関係をしておりますので、委員の退席後に審議を行います。

【石井委員退席】

議 長

それでは、一般分 附番37についての審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、原案のとおり決定いたしました。

【石井委員着席】

議 長

次に、同じく一般分 附番41について、高田委員が関係をしておりますので、委員の退席後に審議を行います。

【高田委員退席】

議 長

それでは、一般分 附番41についての審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、原案のとおり決定いたしました。

【高田委員着席】

議 長

引き続き、一般分 附番37および41を除く残りの16件、および公社分3件についての審議を一括して行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

堀 口 委 員

一つよろしいでしょうか。

議 長

6番、堀口委員。

堀 口 委 員

先ほど報告のありました報告第4号、附番31で解約した面積が30,231㎡で、一部解約ということでしたが、こちらの公社分所有権移転附番26で売り渡される面積も同数の面積が書かれていますが、間違いないでしょうか。

議 長

事務局お願いいたします。

事務局(木原専門員)	<p>受人と農業公社との間で元々賃貸借契約されていた筆が複数ありまして、報告第4号の内容は、その内の一部を解約したという意味での一部解約という表現でございます。この解約した筆だけが今回売り渡されるということで、間違いございません。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
堀 口 委 員	<p>はい。わかりました。</p>
議 長	<p>それでは、他にご異議も無いようですので、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第3号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(木原専門員)	<p>農地中間管理機構による農用地の買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。□ (議案第3号、附番2から4の3件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。</p>
( 委 員 )	<p>(なし)</p>
議 長	<p>(特に無いようですので、) 以上で「その他」を終了いたします。</p>
事務局(森主任)	<p>次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(事務局から連絡事項の説明) ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。</p>
( 委 員 )	<p>(なし)</p>
中 谷 会 長	<p>(年末を迎えるにあたっての挨拶)</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。</p>
事 務 局 長	<p>ご起立願います。お疲れさまでした。</p>